

東京外環（関越～東名）トンネル工事の安全・安心確保の取組みの
見直し（暫定版）について

「東京外かく環状道路（関越～東名）トンネル工事の安全・安心確保の取組み」について、これまでトンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する事象発生時を「緊急時」としてきたところであるが、今般の工事現場付近で発生した陥没・空洞事象を踏まえ、当面の間、以下の取組みを行う。

- ① 調査等において、陥没や陥没につながる恐れがある空洞（以下、「陥没等」）が発見された時も「緊急時」とする。
- ② 緊急時には事象について、すみやかに公表するとともに、陥没等の状況に応じた範囲に周知する。
- ③ また、陥没等が発見された場合は、重点監視を行うなど、変状の変化に速やかに対応できる体制を取ることをとする。